

○名寄地区衛生施設事務組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則

[平成25年12月5日
規則第4号]

改正 平成30年3月1日 規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、名寄地区衛生施設事務組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成25年条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（長期継続契約を締結することができる契約）

第2条 条例第2条第1号に規定する契約は、複数年度にわたり契約を締結することを要する次に掲げる物品の賃貸契約とする。

- (1) 複写機、印刷機及び通信機器
- (2) 電子計算機（ソフトウェアを含む。）その他の情報処理に係る機器
- (3) 自動車
- (4) 仮設物に係る資材

2 条例第2条第2号に規定する契約は、複数年度にわたり契約を締結することを要する次に掲げる業務の委託契約とする。

- (1) 情報処理に関するシステムの使用許諾契約（保守管理を含む。）

3 条例第2条第3号に規定する契約は、継続的な役務の提供を受ける契約で、毎年度当初から提供を受ける必要があり、契約の相手方の準備期間を確保するために、複数年度にわたり契約を締結することを要する次に掲げる業務の委託契約とする。

- (1) 一般廃棄物処理施設の清掃業務
- (2) 一般廃棄物処理施設の運転管理業務
- (3) 一般廃棄物処理施設の電気保安業務

（長期継続契約を締結することができる契約期間）

第3条 条例第3条に規定する契約の期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、管理者が必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 前条第1項、第2項に規定する契約 5年以内
- (2) 前条第3項に規定する契約 3年以内

附 則（平成25年12月5日 規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月1日 規則第3号）

この規則は、平成30年3月1日から施行する。

